

〈売買契約・特定継続的役務契約等のクーリングオフ〉

1. 訪問販売または電話勧誘販売〔クレジット契約の内容について(ご注意) A・B・C片(以下「第二書面」といいます)のA片裏面Vをご確認ください]でお申し込みされた場合、申込書(クレジット申込書D片)を受領した日を含む8日間、特定継続的役務提供〔第二書面のC片IXをご確認ください]でお申し込みされた場合、役務提供事業者から特定商取引法第42条第2項または第3項の書面(以下「第42条書面」といいます)を受領した日を含む8日間、連鎖販売取引(連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんを店舗等にやらないで行う個人に限る。第二書面のC片Xをご確認ください。)でお申し込みされた場合、販売店から別途お客さまに交付される特定商取引法第37条第2項の書面(連鎖販売取引について契約の内容を明らかにする書面)を受領した日または特定負担として購入した商品が再販売する商品の場合は、その商品の最初の引渡しを受けた日のいずれか遅い日より20日間、書面または電磁的記録(電子メール・FAX等)により無条件に売買契約、特定継続的役務提供等契約(特定継続的役務提供等契約に際して締結した関連商品販売契約等含む)、連鎖販売取引(連鎖販売取引に際して締結した特定商品販売契約等含む)のお申し込みの撤回または解除ができます。
2. 販売店もしくは役務提供事業者(以下「加盟店」といいます。)がクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含み、訪問販売または電話勧誘販売、特定継続的役務提供の場合は8日間、連鎖販売取引の場合は20日間を経過するまではクーリングオフができます。ただし、いずれの場合であっても第二書面のB片「VI. 適用除外について」の項番2に該当する場合には、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
3. クーリングオフは、クーリングオフをする旨の書面または電磁的記録(電子メール・FAX等)を発信した時に効力を生じます。後記、記入例を参考にハガキ等に必要事項をご記入のうえ、加盟店宛郵送(簡易書留扱いが確実です)いただくか、又は電磁的記録(電子メール・FAX等)受付先へ通知してください。電磁的記録の方法や受付先については、加盟店へお問い合わせください。なお、ダブルラック宛にも同様にご連絡ください。

【記入例】

〈ご注意〉

売買契約・特定継続的役務提供契約等のクーリングオフをしても、同時にクレジット契約のクーリングオフをしたことにはなりませんのでご注意ください。売買契約・特定継続的役務提供契約等とクレジット契約のクーリングオフをする場合は、ダブルラックへもクレジット契約のクーリングオフをする旨をご連絡ください。

郵便はがき  
切手  
〒0000-0000

● 電話番号  
● お名前  
● 住所  
● 株式会社

申込日 〇月〇日  
書面受領日 〇月〇日  
販売店名 販売店住所  
電話番号 商品・役務名  
金額  
右記日付の申込は撤回し、または契約は解除します。

4. クーリングオフをした場合、①加盟店に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取りや権利の返還に要する費用は加盟店の負担となります。②訪問販売または特定継続的役務提供により商品を使用し、役務の提供を受けたり、または特定権利の行使により施設を利用した場合でも、加盟店に対し、商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。③電話勧誘販売により役務の提供を受けたり、または特定権利の行使により施設を利用した場合でもダブルラックや加盟店に対し、その対価または権利の行使によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。④加盟店に支払った金銭は速やかにその相手から返還を受けられます。⑤訪問販売または電話勧誘販売の場合で、役務の提供にともない土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を加盟店に請求できます。

〈売買契約・特定継続的役務契約の中途解約〉

5. 特定継続的役務提供の中途解約

上記1の期間の8日間を経過した後は、役務提供期間内であれば役務提供事業者で定めた違約金(解約金)と提供を受けた役務の対価(サービス代金、受講料等)を支払うことにより理由のいかんを問わず、中途解約することができます。詳しくは、役務提供事業者の交付する第42条書面に計算方法等を含め記載されていますのでそちらをご覧ください。

6. 連鎖販売取引の中途解約

上記1の期間の20日間を経過した後は、お客さまが連鎖販売加入者(連鎖販売個人契約にかかる当該個人)であり、かつ連鎖販売組織に加入して1年以内である場合は、販売店が定めた違約金(解約金)を支払うことにより理由のいかんを問わず中途解約することができます。中途解約した時は、後記(a)から(d)の場合を除き、購入済商品の売買契約を解約することができます。詳しくは、販売店から別途交付される書面に記載されていますのでそちらをご覧ください。(a)商品の引渡し(商品が施設を利用する権利や役務の提供を受ける権利であればその移転)を受けてから90日間を経過したとき。(b)その商品を再販売したとき。(c)使用またはその全部もしくは一部を消費したとき(販売店が商品を使用させたり、消費させた場合を除きます)。(d)連鎖販売加入者自身の責任による理由により商品の全部または一部が滅失または毀損したとき。

7. 前記5、6中途解約に伴うクレジット代金の清算

加盟店との清算後にクレジット契約も清算していただきますが、お客さまと加盟店との間における売買契約等のクーリングオフのみでは清算はできません。必ずダブルラックまでご連絡ください。中途解約の方法、残額の支払等、クレジット代金の処理が不明の場合はダブルラックまでお問い合わせください。

※電磁的記録によるクーリングオフは、2022年6月1日より可能となります。詳細は、加盟店へお問い合わせください。